



スポーツ広場が計画されているのは、相模大堰の右岸（写真では左側）になる。  
 (神奈川県・神奈川県内広域水道企業団発行のパンフレット「相模大堰」より)

この河川敷については、大堰建設に当たっての環境アセスメントの中で「芝張りせず、現況植生を保全」と明記されている。芝張りをした場合、定期的な管理をしない限り、二、三年後には現状に戻ってしまふというところが、これについて厚木市は環境アセスメントは相模大堰そのものが対象で、関連事業区域は対象外と強弁している。

スポーツ広場の反対陳情が新聞六紙で報道され、驚いた四つの地

元自治会の会長（山口操代表）は一月二四日、自治会の合意を得ないまま「陳情提出が報道されたことが遺憾」であるとし、厚木市の方針に沿った多目的広場整備を促進する陳情書を提出した。

## 自治会長の要望イコール地元の要望の市政

これまで厚木市は、市の方針を自治会長に伝えることで市民に説明をしたとし、また「自治会長の要望イコール地元の要望」とする行政手法をとってきた。

九七年に改正された河川法では、河川利用の際に「地域住民の声を十分に反映する」としているが、市は市民との話し合いを拒んできた。市の論理では、「自治会長との協議が済んでいるため不必要」なのだ。しかし、たった一日で五〇〇人以上の署名が集まったことからみると、自治会長の要望が地元の意向を代表しているのかどうかは疑問だ。

そのため環境団体などが、建設省や神奈川県、出資者の神奈川県内広域水道企業団に足を運んで実態を伝え、

厚木市が市民との話し合いに応じよう指導を求めた。その結果、ようやく五人の制限付きで協議が実施された。その場では、次回までにビオトープを導入した完成予定図を行政が描いて来ることになった。

ところが、河川管理者の神奈川県は、反対陳情を提出した翌日の一月一四日に厚木市に建設を許可した。県としては、利水・治水・環境・市民合意の四点が満たされていれば、許可申請を拒むことは難しい。厚木市は、地元合意の実態そのものは調査できないという県の立場を利用したとも言える。河川法と建設省の方針が現場自治体で歪められているのだ。

しかし、陳情を受けて決着の場が議会へと移った今、結論が出るまで行政は動けない。これで年度内着工は、事実上不可能となった。また、河川法の精神では、できれば河川敷は原則通り自由使用が望ましい。つまり、「実施すべきだ」という趣旨の許可ではない。

短時間でたくさん署名を集めた住民の機動力の背景には、この計画地域に厚木市による相模川右岸堤防道路計画があるため、日頃から市政への関心が高いという事情もある。大堰の建設に伴って、大堰に沿った相模新橋建設計画があり、この取り付け道路として小学校を分断する乱暴な道路計画があった。それが、住民の反対で頓

挫し、代替案として浮上したのが相模川右岸堤防道路である。歩道が片側だけで、幅も狭く、道路法第三〇条による標準構造とはかけ離れた変則的な道路計画である。

スポーツ広場の計画については、二月の厚木市議会では恐らく結論が出ず、継続審査になることが予想される。場合によっては相模川右岸堤防道路計画の陳情と同様に、一年以上継続審査の状態が続くこともありうる。相模川右岸堤防道路計画も七〇〇人を超える住民が反対陳情を提出したのに対して、地元自治会長らが賛成陳情を出す今回と同様の図式だ。

市民意識が高まり、情報伝達手段が発達した社会では、行政の方針に市民を従わせるだけという姿勢は通用しない。情報公開は、時代の流れであり、その流れに沿った行政運営を行えば、今回のように地域に対立をもたらすようなことにはならないはずだ。今度の問題は、自治会長に頼った行政手法の限界を示しているといえよう。ただし、地域にしこりを残すことは避けなければならない。川にくわしい専門家や市民、自治会、市、県、環境団体などをメンバーとした協議会を設置し、計画地のあり方を模索することが望ましい。

たかだ ひろし 一九六四年生まれ。厚木市議会議員。